

5. 水環境保全のための今後の取組 —水環境の課題と今後の取組の関係—

良好な水環境(目標)

【水質】
 人の健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の上で望ましい質が維持されること。

【水量】
 平常時において、適切な水量が維持されること。土壌の保水・浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されること。

【水生生物等】
 人と豊かで多様な水生生物等との共生がなされること。

【水辺地】
 人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されること。

かつての水環境(昭和30年代頃)

時代の変化、背景・要因

- ・人口増加
- ・高度経済成長
- ・都市化の進展
- ・工場排水から都市生活排水による水質汚濁

- ↳
- ・人口減少
 - ・少子高齢化
 - ・低経済成長
 - ・産業構造の変化
 - ・環境問題の多様化
 - ・国民意識の変化
 - ・地球温暖化

法制度面での対応等 各種の取組

現状における課題

水質事故の増加

閉鎖性水域の水質改善の遅れ

河川流量の減少と水質及び土砂移動への支障

希薄な人と水とのふれあい

地下水・土壌の汚染

水圏生態系・生物多様性の劣化

海岸漂着物、海洋ゴミ

気候変動による影響

取組

事業者の不適正事案への対応

水質事故への対応

閉鎖性水域における水質改善

新たな排水管理手法の導入

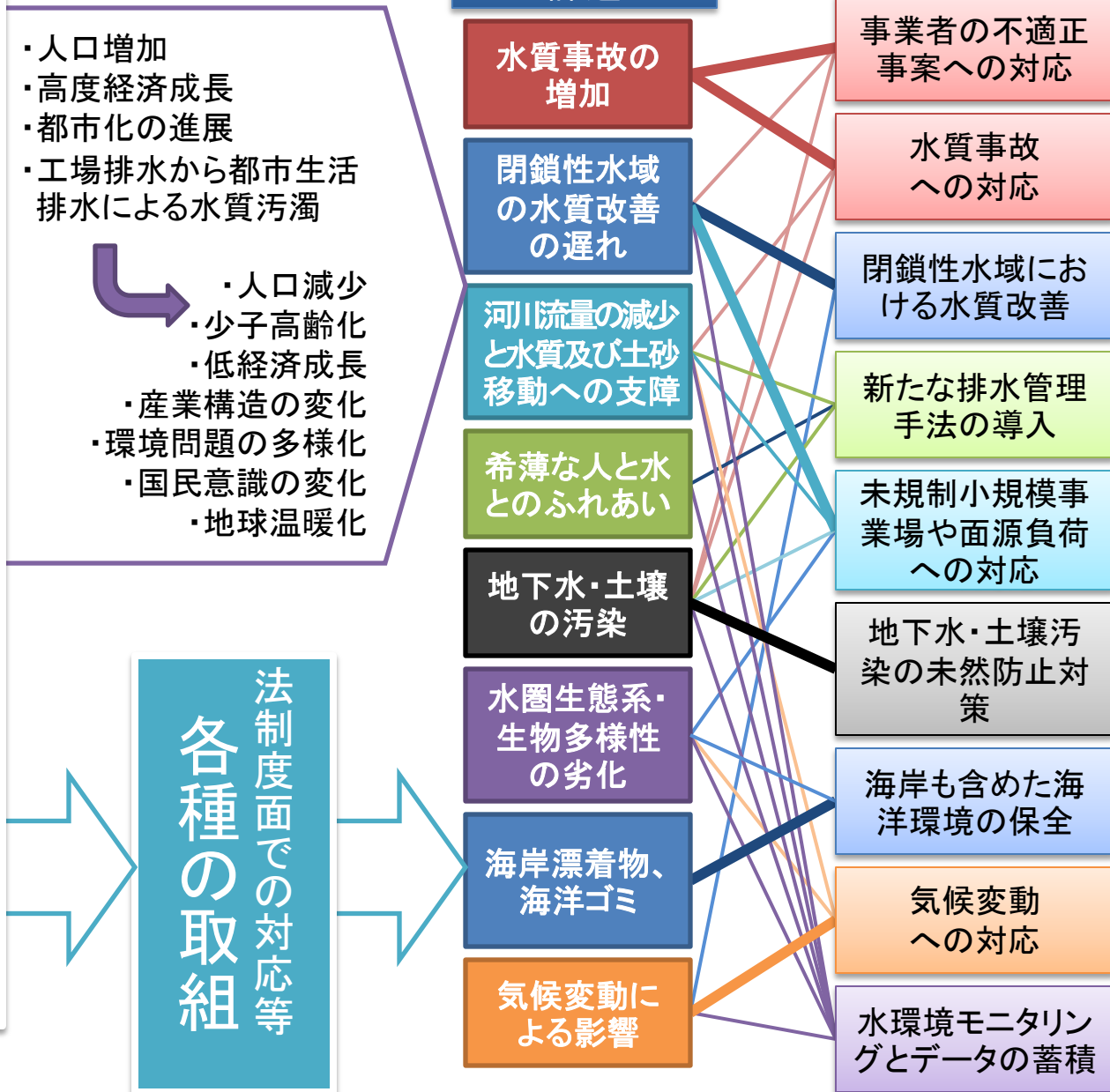
未規制小規模事業場や面源負荷への対応

地下水・土壌汚染の未然防止対策

海岸も含めた海洋環境の保全

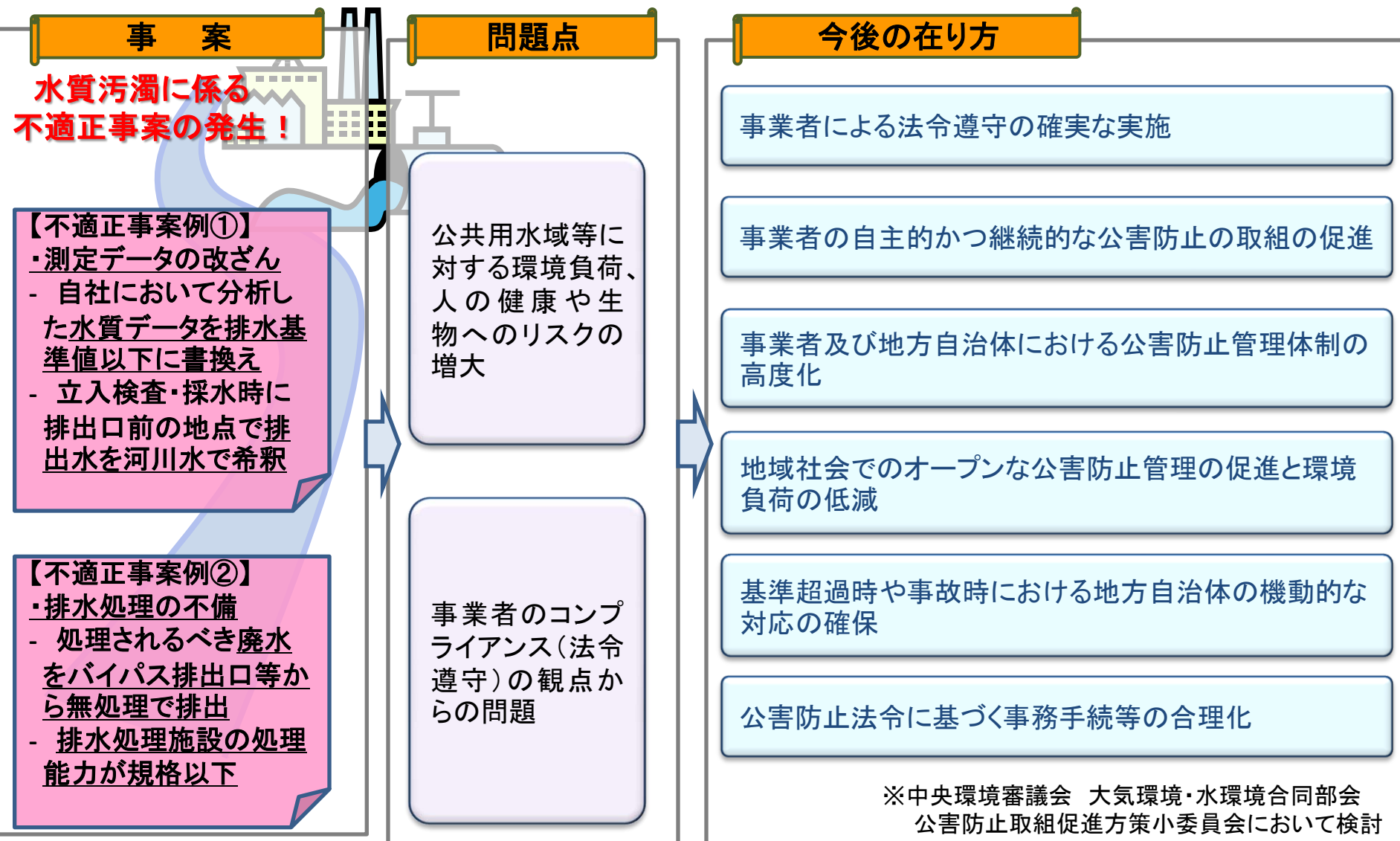
気候変動への対応

水環境モニタリングとデータの蓄積



5. 水環境保全のための今後の取組 (1)事業者の不適正事案への対応

ここ数年、一部の事業者において、排水基準の超過及び測定データの改ざん等の法令違反事案が相次いで明らかとなり、公共用水域等に対する環境負荷、人の健康や生物へのリスクが増大。事業者のコンプライアンス(法令遵守)の観点からも問題。



※中央環境審議会 大気環境・水環境合同部会
公害防止取組促進方策小委員会において検討

5. 水環境保全のための今後の取組 (2) 水質事故への対応

現 状

【水質事故の増加】

- ・水濁法に基づく事故(水濁法の特定事業場等での事故)届出件数は10年間で約2倍に増加
- ・全国一級河川における水質事故は10年間で約3倍に増加
- ・水質汚濁に関する公害苦情(約9,000件)の3分の1以上は「流出・漏洩」が原因 等

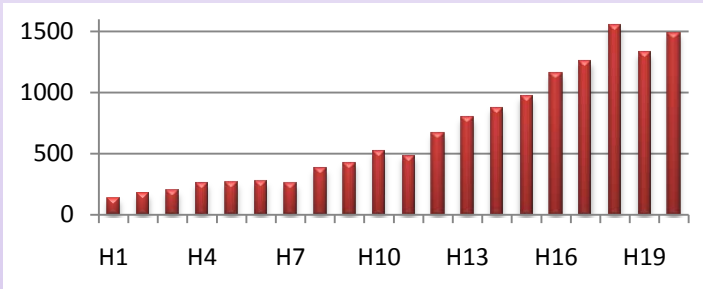


図 全国一級河川における水質事故(件数)
出典:国土交通省「全国一級河川の水質現況」

【水質事故原因の多様化】

- ・水濁法上の特定事業場等以外からの流出・漏洩事故の発生
- ・水濁法上の有害物質以外の化学物質による水質事故の発生

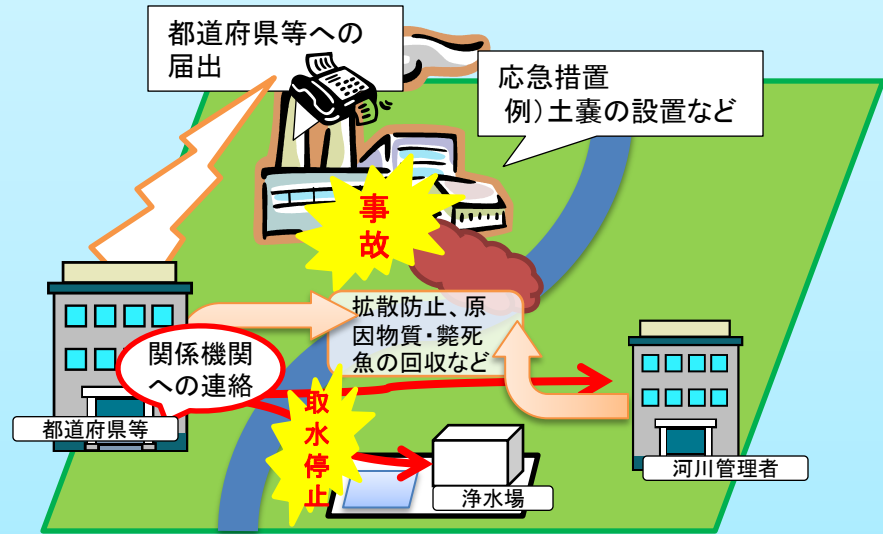
- 住民からの通報等を契機とするため対応に遅れ
- 汚染が拡散した後の原因究明は困難
- 有効な再発防止措置が困難

今後の取組

【事故対応・原因究明の迅速化】<緊急的な対応> ～事故原因者からの届出の促進～

- ・水濁法対象事業者以外への届出義務者の拡大
- ・現行の有害物質、油以外の項目であっても、既に排水規制対象となっている生活環境項目など、人の健康又は生活環境の保全上の支障となる項目等については届出対象とするよう拡大

※中央環境審議会 大気環境・水環境合同部会
公害防止取組促進方策小委員会において検討



【事故の発生抑制・事故の拡大防止】<恒久的な対応> 事故の発生を抑制する方策、事故の環境への影響を最小限に抑えるための措置を検討